

(公表用)

一般競争入札 質問・回答書

工事名 国補 城山公園噴水広場整備工事

質問内容		回答
1	<p>工期について 競合工事（美術館整備、交差点改良工事、城山公園再整備工事）による当該工事への影響（着手の遅れ、一時中止等）は無いと考えて宜しいでしょうか。 また、一時中止等が発生した場合には、経費等の設計変更は可能と考えて宜しいでしょうか。</p>	<p>現時点では影響は無いと想定しております。</p>
2	<p>施工時間の制約について 競合工事、バス停、城山小学校児童等に配慮することによる施工時間の制約は無いと考えて宜しいでしょうか。また、時間の制約等が必要となり、施工効率が低下した場合には、歩掛りの設計変更は可能と考えて宜しいでしょうか。</p>	<p>受注者が決定次第、施工に関し関係機関と協議予定です。 協議内容により、変更協議の対象とします。</p>
3	<p>用地、支障物について 工事範囲内における立ち入り禁止箇所等の制限は無く施工が可能と考えて宜しいでしょうか。また、当該工事における撤去物以外の地下埋設物、埋蔵文化財等の支障物は無いと考えて宜しいでしょうか。工事範囲の制限、支障物がある場合には、期間、位置を図示したステップ図等をご提示願います。</p>	<p>現時点では支障物等は無いと想定しております。</p>

4	<p>工事着手について 当該工事の正確な着手時期をご提示願います。また、標準工程表をご提示願います。</p>	<p>令和2年2月上旬を予定しております。標準工程表については、提示できません。</p>
5	<p>既存建物等について 市道長野北235号線からの出入口付近にある店舗及び付随する仮設物の撤去時期をご提示願います。</p>	<p>撤去後に整備が可能な工期設定をしております。受注者が決定次第、施工時期に関して協議予定です。</p>
6	<p>発生材の処分について 小型擁壁工に使用する化粧型枠の処分費は設計変更の対象になるものと考えて宜しいでしょうか。</p>	<p>当初設計では、別途工事にて材料の流用を想定しておりますが、使用不可の場合は、変更協議の対象といたします。</p>
7	<p>材料について 地被類植栽工へ計上されている土壌改良材はバーク堆肥と考えて宜しいですか。異なる場合には品名・規格等をご提示ください。</p>	<p>バーク堆肥です。</p>
8	<p>材料について 施工170号では「土壌改良材 バーク堆肥」が「m3」で計上されていますが、1m3 当り何 Kg で換算しているかご提示下さい。</p>	<p>1m3 当り 500kg です。</p>
9	<p>材料について 施工34号へ計上の「高密度ポリエチレン管 φ150mm 有孔管」および施工35号へ計上の「高密度ポリエチレン管 φ200mm 有孔管」は「シングル管」と考えて宜しいでしょうか。</p>	<p>シングル管です。</p>

10	<p>材料について 施工 37～41 号へ計上の各硬質塩化ビニル管は、無孔管と考えると宜しいでしょうか。</p>	<p>無孔管です。</p>
11	<p>材料について 施工 180 号へ計上の「水平排水材面状系 22mm×1000mm 全透水タイプ」について、製品が特定できませんので採用されている製品名・品番をご提示下さい。</p>	<p>もやいドレーンマット M-N 同等品を想定しています。</p>
12	<p>工法変更について 科目 54、57、58 号へ計上されているコンクリート舗装について、設計書へ記載の工法は工法指定ではないと考えて宜しいでしょうか。指定でない場合には同等以上の性能を有する他の工法への変更協議は可能と考えて宜しいでしょうか。また、これらの工法について「同等以上の性能」とみなすための条件をご提示ください。</p>	<p>指定ではありません。 現場条件等により、変更協議の対象となる場合があります。 条件については、金抜き設計書に記載した工法の仕様・規格となります。</p>
13	<p>積算単価・歩掛について 科目 108～117 号および 119 号へ計上されている各種撤去費について、積算単価もしくはその出典元、または下位代価もしくは参考歩掛をご提示下さい。</p>	<p>単価に関する質問は、ご回答できません。</p>

14	<p>歩掛について 化粧型枠（施工 7 号）に積算条件区分（無筋鉄筋構造物、小型構造物等）はありますか。ある場合にはその内容をご提示ください。</p>	<p>積算区分はありません。</p>
15	<p>製品の変更について 施工 80 号、169 号へ計上の「土木安定シート」、施工 111 号へ計上の「芝生用耐圧基盤材」、施工 116 号へ計上の「雨水・根茎誘導耐圧基盤材」について、設計書へ記載の製品は指定ではないと考えて宜しいでしょうか。指定でない場合には同等以上の性能を有する製品への変更協議は可能と考えて宜しいでしょうか。また、これらの製品について「同等以上の性能」とみなすための条件をご提示ください。</p>	<p>指定ではありません。 現場条件等により、変更協議の対象となる場合があります。 条件については、金抜き設計書に記載した製品の仕様・規格となります。</p>